

# 能登半島地震により被災した宅地の安全確保支援

液状化による被害を受けた建物・宅地の安全性確保を図るためには、面的な液状化対策と建物の耐震化を一体的に行うことが必須。

そのため関係する事業が連携して総合的に取り組むことによりエリア一体となって宅地・住宅の安全の確保を推進する。

○公共施設や周辺の住宅と共同で液状化対策を推進する場合

## 宅地液状化防止事業

主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進。

### 要件

※下記各号に該当する地区で行われるもの

- ① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

## 交付対象事業・基礎額

宅地の液状化を防止するために行われる事業に要する費用：補助率**1/2**  
**（能登半島地震において引き上げ）**

※宅地液状化防止事業の実施に支障となる被災した地盤や基礎の復旧など、事業の実施に必要な準備工事について地方公共団体が支援する場合に、効果促進事業として支援する。  
**（民間施工の場合の補助率1/3以内）。**

※令和6年3月1日の予備費にて、**液状化被害の直轄調査**が導入されており、**地質調査**や**工法素案作成**などにより、**事業の早期化**に努める

## 交付金事業者

- 都道府県・市町村
- 宅地所有者等

※宅地液状化防止事業の事業化決定前に**住宅・建築物安全ストック形成事業**の支援を受けていた場合で、両事業の国費が重複する場合は、**宅地液状化防止事業**の交付額から重複分を控除する

○個別に建物の耐震化を図る必要がある場合

## 住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取組みに対して支援。

## 対象となる住宅

マンションを除く住宅

## 交付対象・交付額

耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等(防火改修含む)	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

補強設計等費及び耐震改修工事費**（耐震改修に必要な住宅の傾斜修復を含む）**を合算した額

※交付額は、補助対象工事費の8割を限度

※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

## 対象となる市区町村

住宅所有者に対する耐震化促進の取組みを行う地方公共団体。

## <「宅地液状化防止事業」に係る地方財政措置の拡充>

- 新** ○隣接住宅地も含めてエリア一体的な液状化対策を講ずる「宅地液状化防止事業」について、補助率の嵩上げ等が行われるのにあわせ、地方財政措置を拡充する。

※市町村が施工する事業に係る市町村の負担について地方債と普通交付税（措置率95%）により措置。  
所有者が施工する事業に係る市町村の負担の8割について特別交付税措置。

## <支援者の宿泊対策>

- 全国の自治体からの応援職員やインフラ復旧工事事業者等の宿泊場所について、石川県が一元的に確保・費用負担する場合に、その費用の8割を新たに特別交付税により措置

※石川県において、第一弾として、のと里山空港に支援者宿泊拠点を整備（石川県庁HPの資料抜粋）

### 【整備概要】

のと里山空港の敷地内に、コンテナハウスや仮設カプセルホテルなど、プレハブ式の宿泊施設（82室134名分）を設置（着工済。3月中の運用開始を目指す）



## <上記以外の主な地方財政措置>

- 特別交付税の繰上げ交付（1月9日及び2月9日に決定）及び特別交付税の交付（3月22日に決定）
- 全国の自治体からの応援職員に係る経費の8割について特別交付税措置
- 「災害廃棄物処理事業」や「なりわい再建支援事業」について、被害の大きな自治体において、地方債と普通交付税（措置率95%）により措置
- 「能登地域6市町向けの地域福祉推進支援臨時特例交付金」に係る石川県の負担の8割について特別交付税措置
- 上下水道の災害復旧事業について、特に被害の大きい団体において、地方債と普通交付税（措置率95%）により措置